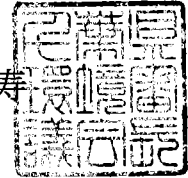


千環審第21号
平成23年11月7日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県環境審議会
会長 田畑 貞 寿



水質汚濁防止法に基づく事項について（答申）

平成23年8月25日付け水保第910号で諮問のあった下記事項については、原案のとおりとすることが適当であると認めます。

記

- 1 水質汚濁防止法第4条の3の規定による「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（案）について
- 2 水質汚濁防止法第4条の5の規定による「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（案）について